

(別紙)

佐井村移住者応援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 佐井村移住者応援事業補助金に関する報告及び立入調査について、佐井村から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、佐井村移住者応援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は一部を返還します。
  - (1) 正当な理由がなく、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に転出したとき。
  - (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (3) その他村長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

対象区分	交付日からの経過年数	返還を求める補助金の額
第13条第1号	1年未満	交付額の100%
	1年以上2年未満	交付額の80%
	2年以上3年未満	交付額の60%
	3年以上4年未満	交付額の40%
	4年以上5年未満	交付額の20%
第13条第2号、第3号		交付額の100%

佐井村移住者応援事業補助金支給事務に係る個人情報の取扱い

佐井村は、佐井村移住者応援事業補助金支給事務に際して得た個人情報について、本村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。